

年金生活者支援給付金請求手続きのご案内

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が行います。

年金生活者支援給付金の受け取りには請求書の提出が必要です。
※下記の支給要件を満たす場合、2年目以降のお手続きは原則不要です。

■ 対象となる方

- **老齢基礎年金を受給している方** 以下の要件をすべて満たしている必要があります
 - ・ 65歳以上である
 - ・ 請求される方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている
 - ・ 年金収入額とその他所得額の合計が約90万円以下である
- **障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方** ※以下の要件を満たしている必要があります
 - ・ 前年の所得額が約479万円以下である

■ 請求手続き

お受け取りの対象になる方には、日本年金機構より、9月初旬から請求可能な旨のお知らせを送付しています。同封のがき（年金生活者支援給付金請求書）に必要事項を記入し、切手を貼ってポストへ投函してください。令和8年1月5日までに請求手続が完了しますと、令和7年10月分からさかのぼって受け取ることができます。

【問合せ先】 日本年金機構・給付金専用ダイヤル ☎ 0570-05-4092（ナビダイヤル）
水戸南年金事務所 ☎ 029-227-3278

不動産取得税のお知らせ

○ 不動産取得税とは？

不動産を取得したときにかかる県の税金です。
・ 土地→売買、贈与、交換など
・ 家屋→建築（新築、増築、改築）、売買、贈与、交換など



○ 不動産を取得したときは、申告が必要です

不動産を取得した方は、取得した日から60日以内に「不動産取得申告（報告）書」を、茨城町税務課または水戸県税事務所に提出してください。
ただし、不動産を取得した日から60日以内に不動産登記法に規定する登記（表示に関する登記または所有権の登記）を申請した場合には、申告書の提出は不要です。

○ 納税額

税額 = 不動産の価格 × 税率（土地と住宅：3%、住宅以外の家屋：4%）
不動産の価格 → 市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格

○ 軽減措置等

住宅や住宅用土地を取得した場合など、一定の要件を満たしていれば、申請により軽減措置や納税の猶予を受けることができます。
詳しくは、水戸県税事務所までお問い合わせください。



詳細はこちらまで

【問合せ先】 茨城県水戸県税事務所 課税第二課 ☎ 029-221-4820
水戸市柵町1-3-1（茨城県水戸合同庁舎内）

医療福祉費支給制度（マル福）申請手続きのご案内

医療福祉費支給制度（マル福）とは、医療保険を使って医療機関等を受診した場合の一部負担金を、公費で助成する制度のことです。

該当となる方がマル福を受給するには、申請が必要です。まだ申請されていない方は、保険課（1階4番窓口）へお問い合わせください。

○マル福は以下の区分に分かれています。

妊産婦	妊娠の届出により、母子健康手帳の交付を受けた方
小児	出生の日から高校3年生の学年末（18歳に達する以後、最初の3月31日まで）のお子様
ひとり親家庭	離婚、死別などの事由により配偶者のない方、または配偶者が重度心身障害者である方で、下記に該当するお子様を監護し、一定の条件（※1）を満たしている方とそのお子様 ・ 18歳未満 ・ 20歳未満で、一定の障がいの状態にある、または高校等に在学中である （※1）世帯、健康保険、配偶者の障害の状況等により認定を行います。
重度心身障害者	次のいずれかに該当する方 ・ 身体障害者手帳（1級、2級または内部障害（※2）における3級の認定を受けているものに限る）をお持ちの方 ・ 身体障害者手帳3級をお持ちで知能指数50以下の方 ・ 身体障害者手帳4級をお持ちで知能指数50以下の方 ・ 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方 ・ 精神障害者保健福祉手帳2級と身体障害者手帳3級を両方お持ちの方 ・ 精神障害者保健福祉手帳2級と身体障害者手帳4級を両方お持ちの方 ・ 精神障害者保健福祉手帳2級をお持ちで知能指数50以下の方 ・ 療育手帳（AまたはAの認定を受けているものに限る）をお持ちの方 ・ 特別児童扶養手当1級を受給している方 ・ 障害年金1級の受給権をお持ちの方 （※2）内部障害：心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、肝臓の障害によるもの、ヒト免疫不全ウイルス免疫機能障害

○マル福には所得制限があります。制限額は区分ごとに異なりますので、右の二次元バーコードから町ホームページ「【医療福祉費支給制度】マル福について」をご覧ください。

ホームページはこちらから→



医療福祉費支給制度（マル福）に関するお手続きがオンラインでできるようになりました

「いばらき電子申請・届出サービス」を利用して、受給者証の再交付申請や保険情報の変更届等がオンラインでできるようになりました。詳しくは、右の二次元バーコードから町ホームページ「【医療福祉費支給制度】マル福電子申請」をご覧ください。

ホームページはこちらから→



【問合せ先】 保険課 医療年金グループ ☎ 029-240-7113（直通）